

平成 30 年 8 月 10 日

第 8 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成30年第8回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年8月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	佐藤 博義
	7 番	安武 聖
推進委員		坂田 敏之

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 非農地証明について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

会長挨拶 今回の総会から農地利用最適化推進委員が設置されて1年が経ちましたので、議案に係る担当地区の推進員さんに現地確認及び総会への参加を依頼していることをこの場で報告いたします。

事務局長 ただ今から、平成30年第8回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、7番 安武委員、1番 宮崎委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 つづいて、日程第2 報告第1号「非農地証明について」を、事務局より報告をお願いします。

事務局長 それでは着座にて説明させていただきます。
議案集の1ページをお開き下さい。これについては再三、説明しておりますけど、非農地証明という事で議決案件ではございませんが、報告という事になっておりますので今回は1ページに資料を付けております。非農地証明願、平成30年6月29日、小国町農業委員会会長様という事で、願出人が以下の通りでございます。土地の所在については黒淵で、字が芝塚でございます。地目が畑で面積が46㎡でございます。別紙の資料の方を見て頂きたいと思いますが、今読み上げました証明願の裏にゼンリンの地図で位置関係が分かるように印

を付けております。また現況はこれは山林という事でございまして、地籍の航空写真を付けております。赤い所が現地の状況でございます。それから裏に地籍の図面と現地確認の様子を5ページに付けておりました、同じように農業委員さんの二人を現地立ち会いという事でお願いして、写真を付けさせて頂いております。以上です。終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

2 番 非農地証明願を出せば、もう山林になるのですか。

事務局 長 お答えします。これは、ここの願の文書の中に書いてありますけども、下記の土地が昭和27年10月20日以前からという言葉が入ってますが、農地法の施行前に現況が山になった場合はこういった形で書類が出ます。

2 番 農地法が成立したのはいつですか。

事務局 長 同じ昭和27年の施工日がちょっと後になります。

2 番 施工日が後になれば、始末書を書いて出すという事ですか。

事務局 長 そうです。法律がないからですね。それまでなら、4条の手続きにのっとらなくていいです。

議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続いて、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成30年8月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。議案第1号でございます。番号1です。土地の所在につきましては、大字黒淵、字黒無田、1筆、畑でございます。

まして、権利の種類は 3 条による有償移転でございます。譲り渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。それからその詳しい資料につきましては、別紙をご覧くださいと思います。別紙の 6 ページからになります。3 条の許可申請書の写しが付いておりますが、双方の話し合いによって権利の発生がしておりますけども、譲り受け人の農機具等の所有の状況、農業経験、農作業に従事する情報につきましては、8 ページに記載があります。

今回、取得する農地については自宅から 5 km で、平均移動時間が 3 分という事で、世帯の状況が 9 ページに記載があります。

それから、下限面積が 3,000 m² 以上の条件につきましては 10 ページの一番上の方に借入取得後の面積が 4,857 m² という事で、下限面積はクリア出来ております。11 ページに権利取得後の周辺との関係、役割分担について記載があります。土地の情報につきましては、12 ページに登記簿謄本の写しを付けておまして、この土地につきまして抵当権等の支障となるものの権利発生はありません。現場の位置関係が分かるのが、13 ページの地図、ゼンリンの地図に斜線で印が付けてあります。赤い印です。後、航空写真を 14 ページに付けてあります。航空写真で赤く囲んでいる所が当該地区でございます。その下は茶色く写ってますけど、実際ここは田んぼなんですけど、そこの所有者と上の所有者がつながると、今回の権利の移動でつながると、その下に地籍図が付けてあります。現況が分かる現場の写真としまして、16 ページに当日現地確認を委員さんとした時の写真を付けてあります。現況はこのような形になっておまして、ほぼ畑の状態でございます。現地確認についての資料が 17 ページに立ち会いの分も一緒に付けてあります。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

2 番 　　8 月 2 日の日に安武委員さんと坂田推進委員さんと私、行政の方と現地を確認致しました。地目も畑、現況も畑という事で何の問題もないと思います。また加えて、先程、事務局か

らも話があったように譲り受け人さんと隣接している関係です
ですね、続きの所有物になるというような事で、十分な管理
が出来るかと思えます。以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説
明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定しまし
た。

議 長 続いて、日程第 4 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法
第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について」を議
題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 議案集をお開き下さい。ページは 3 ページになります。農業
経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認につい
て（利用権貸借）農業経営基盤強化法 18 条第 1 項の規定によ
り、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成 30 年 8 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明で
ございます。議案第 2 号でございます。番号 1、利用権設定を
する農地につきましては、宮原でございます下湯原の 1 筆
でございます。この土地の貸し借りにつきましては、再設定
になりますので周辺の説明は省かせて頂きます。権利を設定
する者以下の通り、権利を受ける者以下の通りでございまし
て、利用の目的としては水稻で、期間は 3 年。賃借料につい
ては、1 筆辺り 3 万円となっています。それから、続いて 2 番。
土地の所在は北里になります。3 か所ぐらいありまして、田の
3 筆で、面積が 2,358 m²となります。同じく再設定で、利用権
設定をする者、受ける者以下の通りでございます。利用の目

的は同じく水稲で、期間は10年で、3筆辺り、270kgの物納となっております。続いて3番です。場所は上田になります。農地の所在については山内河野3筆で、6,063㎡、同じく再設定で、利用権設定をする者、受ける者、以下の通りでございます。目的は水稲、5年間。10a 辺り 60kgの物納となっております。

続いて議案集の最後のページになりますが、番号3です。農地の所在は上田。いっぱいありまして、全部で田が3筆、畑が3筆、合計農地6筆ございまして、全体で5314㎡、これも同じく再設定になります。設定をする者、受ける者以下の通りでございます。内容については水稲と野菜、期間は5年間という事でございます。貸し借りの種類は使用貸借になります。別紙の方はですね、借受手の情報が記載されたものがありますけども、今回再設定で同じ方が更新されるという事で詳細の説明は省略させていただきます。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 2番の折橋というのは、場所はどの辺りですか。場所を知らないのです。

事 務 局 長 また、後でも確認して、お見せします。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第8回総会を閉会致します。

平成30年第8回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

7 番

1 番